

奈良時代における禅院の機能と性格

三 崎 裕 子

一、

古代日本の仏教の中で、禅師、禅行、修禪など、「禅」と関係して表される一連の要素がある。このような禅的な仏教行為あるいは仏教者は、古代国家の仏教受容の様々な過程で、

宗派や組織、また国家的な仏教行為に限定されず、その表裏に浮沈しながら史料上に現れ、しかも極めて重要な要素であった。従来、このような古代の禅的な仏教については、それを古代仏教全体の中で明確に位置づけることなく、或いは宗派的なものとして捉え、また個々の禅的事象の研究が進められていたようである。しかし近年、古代仏教史全体の中でのような諸要素を評価し、位置づけることが行われ、また禅宗史の中でも古代の禅の伝統を見直す動きが見られるようになつた。⁽¹⁾

一体、従来の個別研究の中で明らかにされていていた禅の要素が、國家的な仏教と民間仏教の関係の中で、その様々な段階においてどのように関わり位置づけられるのか。また個々の事例についても、その「禅」の内容についてさらに検討をするものも多いと思われる。本論で取り上げる禅院もその一つである。

禅院は奈良時代の史料に現われる仏教施設であるが、従来の研究は、禅院を創建したとされる齊明朝から文武朝に活躍した僧、道昭の禅院を中心に行われてきた。従つて藤野道生氏の研究に代表されるように、道昭の禅院については、その位置、あるいは所蔵する經典の内容など様々な点からの検討が加えられ、またその他の禅院についても、存在の紹介と概要には言及されている。⁽²⁾しかし、禅院の全体的な機能と性格についての研究はまだ不足していると言わざるを得ず、また禅師や禅行との関わりといった、当時の「禅」全体との関係にはほとんど言及されていない。さらに先に述べたような古代

禪の伝統の見直しといった視点においては、禅院を、「禪」の中心であつた山林佛教と都市佛教とを結ぶ要素として捉えてはいるが、禅院全体の性格を考えたとき、果たしてその重要な要素となりうるかどうか問題である。また国家的な佛教の禅の受容とも関わつて来るだろう。

本論では、以上のような問題点を考えるための基礎作業として、禅院の個々の事例について検討し、道昭の禅院以下、奈良朝の禅院についての全体像を提示したい。

二、

本論で検討する禅院は上記の道昭の禅院と、その後身である禅院寺、大安寺禅院、薬師寺東禅院、東大寺唐禅院、岡本禅院、小治田禅院である。なお延暦五年に創建された梵釈寺については、桓武朝の佛教政策の中で考るべきものと思われるので、本論では言及しないこととする。

A、道昭の禅院と禅院寺

『続日本紀』文武四年三月己未条に、僧道昭の卒伝として次のようないい事が記されている。

道昭和尚物化。天皇甚悼惜之。遣使弔^レ即^レ贈之。和尚河内國丹比郡人也。俗姓船連。父惠釈少錦下。和尚戒行不^レ欠。
(中略)初孝德天皇白雉四年。隨使入唐。適遇玄奘三藏。師受業焉。三藏特愛。令住同房。謂曰。(中略)又謂曰。

経論深妙不能究竟。不如學^レ禪流^レ傳東土。和尚奉^レ教。始習^ニ禪定。所^レ悟稍多。於^レ後隨^ニ使歸朝。(中略)於^ニ元興寺東南隅別建^ニ禪院而住焉。于^レ時天下行業之徒。從^ニ和尚^レ學^レ禪焉。於^レ後周^ニ遊天下。路傍穿^レ井。諸津濟處。儲^レ船造^レ橋。乃山背國宇治橋。和尚之所^ニ創造者也。和尚周遊凡十有餘載。有^ニ勅請^レ還止^ニ住禪院。坐禪如^レ故。或三日一起。或七日一起。儻忽香氣從^レ房出。諸弟子驚怪。就而謁^ニ和尚^レ端坐繩床。无^レ有^ニ氣息。時年七十有一。(後略)

(傍線筆者)

このように道昭は入唐学問僧で、玄奘三藏に師事し、後に法相第一伝とされている。また禪を初めて日本に伝えた人物ともされ、七世紀後半の齊明朝から文武朝にかけての律令佛教の形成期に活躍した人物である。道昭が当時の佛教に与えた影響は大きく、この『続日本紀』をはじめ、いくつかの史料にもその事跡や説話が記録されている。ここにみられる禅院もその一つである。道昭の禅院は、その来歴が史料上で確認できる最も古い禅院で、すでにこれまでの研究によつて、天智元年の創立と和銅四年の平城京右京四条一坊への移建、さらに『正倉院文書』に頻繁にみえる「禪院」、「禪院寺」、また『靈異記』にみえる禅院寺がこの道昭の禅院の後身であったことなどが明らかにされている。それらの研究において禅院の機能は、(1)奈良朝の禅院(禪院寺)における豊富な經典の所蔵から図書館的な機能を持ち、(2)道昭がもたらした禅を修行する場である、という見解が提示されている。

このうち第一の機能について、平城京の禅院（禅院寺）が図書館的な機能を持つていたということは、正倉院文書にみえる多数の経典の貸借の記録から明らかであろう。またこれまでの研究によつて、道昭が将来した経典が平城京の禅院（禅院寺）に受け継がれていることが明らかにされており、飛鳥の元興寺に創建された禅院についても図書館的機能は認められている。特に平城京の禅院の蔵書は、『続日本紀』道昭卒伝に「書迹楷好。並不錯誤。」と記される貴重なものであった。

下の表は正倉院文書に見られる禅院関係の史料をまとめたのである。

これによると、天平十四年から禅院寺の経典が貸し出され写経されている。また表の4「写疏所解」には、善導撰「往生禮讚一巻」、「釈迦牟尼仏跡図」、聖德太子撰「勝鬘經疏」などの道昭が将来した以外の経典もみられ、創立以後の禅院で経典の収集が行われていることがわかる。石田茂作氏は、この「写疏所解」に記載される経論疏を学派別に分類され、係五部とされた。⁽⁸⁾また1の「装潢本經充帳」には、「五門禪論。三年一度曝涼。省寮僧綱。三綱。檀越等相共検校。」と、禅院寺の經論を三年に一度曝涼することが見えているように、経」と並んで、慧淨の「金剛般若經」が見えることも注目される。このような禅の経典の所蔵は、禅の学問所としての禅院の機能の一端を示している。

このように平城京の禅院（禅院寺）は、おそらく、その規模も道昭が元興寺の東南隅に建てた禅院よりも拡大し、後の

正倉院文書記載禅院、禅院寺經典

番号	文書名	年月日	文	書	卷・頁
1	装潢本經充帳	天平14・7・24(充)	「天平十四年七月廿四禅院本經順正論以下二三四部」		126
2	送書并請經勘檢繼文	天平18・12・14	「禪院寺經目錄一巻」		24
3	檢定本經注文	天平19・3・1	「四百十三卷禅院之本(後略)」		9
4	写疏所解	天平19・10・9	「徒禪院寺奉請疏論等、歴名如件」		342
5	經律奉請帳	天平20・9・13	「於禪院可奉求經律」(端裏書) 九月十三日に百巻、引き続き、 二三七巻を奉請		24
			711 10 319	447 ② 707 443	390

史料ではあるが『延喜式』玄蕃寮禪院經論条に「凡禪院寺經論。三年一度曝涼。省寮僧綱。三綱。檀越等相共検校。」と、禅院寺の經論を三年に一度曝涼することが見えているように、書院的機能が際だつていたものと推測される。

問題は第二の禅の修行の場としての機能である。これについては、禅院を道昭がもたらした禅を修行する場と簡単にふれているものと、二葉憲香氏のいうように、さらに踏み込んで、奈良朝に広くみられた奇験力を求めるために山林で修行

する禪行者と同様な修行者で、山居しない者の修行の場とみる意見がある。⁽⁹⁾ また船岡誠氏は、道昭を行者的仏教者と位置づけ、禅院を道昭のそのような禅を継承する場とみていく。ここで考えなければならないのは、禅の修行の内容と、道昭が元興寺の東南隅に建てた禅院と平城京に移建されてからの禅院、さらに禅院寺が一貫して禅の修行の場であつたと見てよいのか、という問題である。

そこで数多くの道昭伝の基本となつたと思われる、上記の『続日本紀』の道昭卒伝と『靈異記』の道昭伝を検討したい。

まず『続日本紀』の記事の中で「禅」に関係するのは、三藏に禅を学ぶことを勧められ、初めて禅定を学んだという箇所と、帰国後の道昭について述べた部分である。この帰国後の道昭についてみると、(a)元興寺の東南隅に別に禅院を建立、(b)天下行業の徒が道昭に従つて禅を学ぶ、(c)後に天下を周遊し、土木福祉に携わる、(d)勅により、還都し禅院に止住、(e)もとのように座禅を行う、(f)端座して亡くなる、というのが主な内容で、この後、禅院の平城京移建に関することが記されている。

この(a)から(f)までの部分をみると、道昭はまさに令に規定され、その後も度々求められた僧尼のあり方の模範ともなるべき姿であることがわかる。禅を日本に伝えたとされる道昭が、十余年の周遊の後「勅により」帰還し、禅院に「止住」して座禅に励んだというのは、まさに僧尼の非定住を戒め、寺院に定住することを定めた僧尼令の規定を反映するもので

ある。またここには、道昭が帰還後の禅院における、座禅を主とする「禅」が提示されている。後述するように、令で規定されている「禅行」は山居を伴うものであるが、ここには政府の認める「禅」の一つの形が明示されていると思われる。次に『靈異記』上巻第二十二の道昭伝に目を転じてみる。

勤求_ニ學佛教_ニ法利_レ物臨_ニ命終時_ニ示異表_ニ緣第廿二

故道昭法師者船氏 河内國人也 奉_レ勅求_ニ佛法於大唐
遇_ニ玄奘_ニ三藏_ニ而為_ニ弟子_ニ 三藏語_ニ弟子_ニ曰 是人還更將_レ

化_ニ多人_ニ 汝等莫_レ輕_ニ 可能供給_ニ 業成之後 到此直造_ニ

禪院寺_ニ而止住焉 時利珠无玷_ニ 知鑒恒耀遍遊_ニ諸方_ニ 弘

法化_ニ物 遂住_ニ禪院_ニ 為_ニ諸弟子_ニ 演_ニ暢所_ニ請衆經要義_ニ

(後略)

(日本古典文学大系本)

このように『靈異記』では玄奘の禅と道昭の関係については全くふれられておらず、道昭自身の伝としては、道昭が禅院寺を建てたこと、諸方を周遊し仏法を弘めたこと、そして最後に禅院に住み弟子の為に将来した経典を講義したこと記している。

興味深いのは、『靈異記』では『続日本紀』の道昭伝と禅院を建て、天下を周遊し法を広め、また将来した学問を弟子に伝えたという点では一致するものの、『続日本紀』が重ねて記した「禅」に関する事項が、「禅院」の名称にしかでてこないことである。藤野道生氏によれば『靈異記』道昭伝の成立は天平勝宝年間以降、遅くとも延暦初年を隔たらない時期で、『續日本紀』の道昭伝を参照したものではないと指摘

されている。⁽¹¹⁾また水野柳太郎氏も『続日本紀』の道昭伝と『靈異記』⁽¹²⁾のそれは、同系統の異なる史料から起稿されたものとみている。すなわち『靈異記』は独自の立場で道昭伝を記しているわけで、その中で特に「禪」について記すことがなかつたということは、『続日本紀』にみえる「禪」が『続日本紀』独自のものであつたことを示している。

また『靈異記』には禪師と称される仏教者が多々みえており、時には律令政府の取締りの対象になる仏教活動を行つてゐる。『靈異記』では、このような禪師の行動について、『続日本紀』に度々記される「禪行」という言葉は使われていなかつて、それは山林や地方の村落で修行し、看病にその咒力を用い、時に奇験力を發揮するもので、きわめて現世利益的なものであることが指摘されている。⁽¹³⁾このように考えると、景戒が『靈異記』の道昭伝を執筆した当時の禪院寺における「禪」は、景戒が「禪」とするものとは、異質なものではないかと思われる。道昭がこれらの禪師の範疇に入れられていないことも、景戒の「禪」に対する意識の程度を窺わせる。さらに『靈異記』の「禪院」、「禪院寺」の併用も、景戒の「禪院」に対する関心の薄さを示している。

以上のような点から考えると平城京の禪院が、その移建から一貫して『靈異記』の禪師のような民間での修行者にも通じる要素をもつた修行の場であつたとすることはできない。先の『続日本紀』の記事と併せて考えると、道昭止住以後の

「禪院」、さらに平城京の「禪院寺」はまさにそこに止住し座禅を行う官製の「禪院」だつたのではないだろうか。

先に掲げた表を見ると、天平一八年には、禪院は「禪院寺」とも呼ばれるようになつていて⁽¹⁴⁾、すなわち禪院の大寺の一院としての機能は、平城京への単独での移建の時に、既に希薄なものとなつていたと思われるが、移建後三十余年経た時点では、道昭設立当初の「院」としての性格も失われているのである。またそこには天平勝宝期から正史に頻出するようになる咒験力によつて政府に重用された禪師との関係も見られず、こうした点からも、ことに天平末年以降の禪院(禪院寺)を、船岡氏が言われるような行者の仏教者の伝統を受け継ぐ場、とすることには躊躇せざるを得ない。また二葉憲香氏が示唆したように奈良朝における禪院の存在から、山居しない禪行修行者(この場合も咒験力を得ることを目的とした)の存在を想定することもできないようと思われる。⁽¹⁵⁾ただし後述するように大安寺禪院の構造から推し量れば、政府の認めような「座禪修行」を行う僧侶の修行・居住の場であつたことは否定できない。

それでは道昭が初めに建てた禪院とはどのような性格を持つていたのか。それは先にみた『続日本紀』と『靈異記』の記事の一一致点に見いだすことが妥当であろう。すなわちこの禪院は、将来經典を保管し、それを集まつた仏教者に教える場であると共に、道昭自身の実践行としての諸国周遊の拠点ともなつたと考えられる。この場合、道昭の実践行としての

禪や、その修行が後の『靈異記』的な禪師像に結びつくものか明白ではないが、「天下行業之徒」が集い禪を学んだということなので、実践的な行の場として捉えることは可能であろう。以上のように考えると道昭の禪院は、經典の所蔵という点では一貫しているものの、「禪」の修行については、道昭止住以後は専ら座禪の行を中心とし、また平城京に移建されたからは、むしろ次第に図書館的、學問所的な機能が中心となつたと見ることができる。

B、大安寺禪院

天平一九年の『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』には大安寺の一院として、下記のように禪院の建物の構成が記されている。⁽¹⁷⁾

合禪院舍捌口

堂一口	長七尺廣四丈	高一丈四尺	僧房六口	一口長六丈三尺廣三丈八尺
丈八尺	三口長五丈廣二丈	一口長十丈八尺廣一丈八尺	一口長四丈廣一丈五尺	廡廊一條長四丈廣一丈二尺
				以上葦檜皮

また倉の記載の中には、甲倉一口が禪院に付属していたことが記されている。⁽¹⁸⁾ このように大安寺の禪院は堂と僧坊六口、倉一口からなつていて、さらに食堂も存在した。⁽¹⁹⁾ この建物の構成で特徴的なのは六口の僧坊で、大安寺内の他の堂宇とは区別され、僧侶がそこに起居していることが想定される。この特徴から、大安寺禪院は禪法を行ずる者が僧坊に起臥し、堂で修禪したものと理解され、『天下行業之徒』が学んだという道昭の飛鳥の禪院との共通性も示唆されている。⁽²⁰⁾

しかし大安寺禪院の創立の由来は不明である。したがつてこの禪院が、大官大寺が靈龜二年に平城京に移建され大安寺となつてから造られたものなのか、または大官大寺の時代から存在したもののかわからない。またその機能や性格についても、建物の構造から先に述べたような僧侶の居所ということしか指摘することはできない。ただし大安寺の建立に深く関わった道慈を通じて、ある程度、禪院の性格を推測することは可能であろう。『続日本紀』天平一六年一〇月辛卯条の道慈の卒伝には、道慈が大宝元年に入唐し、養老二年に帰国、「愚誌」一巻を著して当時の僧尼の行状を批判したこと、さらに大安寺を平城に遷造する時、勅により遷造を担当したと記されている。⁽²¹⁾ 注目されるのは、大安寺遷造の構想がおそらくは道慈を中心になされたこと、また道慈は唐から帰国するに際して、多くの經典を持ち帰った可能性があること等である。⁽²²⁾ 大安寺禪院が道慈の構想に従つて建てられたとすれば、道昭の禪院の一要素であつた図書館的性格は、大安寺禪院にも付与されていた可能性はある。

正倉院文書には大安寺の藏經の貸借に関する文書がみられ、⁽²³⁾ その藏經の豊富さを知ることができるとくに虚空藏經関連の經典が目を引く。『元亨釈書』によれば、道慈は在唐中に虚空藏求聞持法を得たとされている。虚空藏求聞持法が奈良時代の官僧の山林修行における重要な修法であり、それが道慈によつて将来され、大安寺三論學派に伝承されたであろうことは、蘭田香融氏によつて明らかにされているが、⁽²⁵⁾

ここに道慈といわゆる律令的な「禅行」の接点を見いだすことができる。⁽²⁶⁾

このように大安寺は、政府が認める範囲内での「禅行」者を、その学派の中に同時に包摂していたのであるが、彼らと禪院がどのような関係をもつていたかは明かではない。しかし禪院が、平城における「禅行」に関する受け皿であり、また經典による學問所的な色彩を帶びていた可能性は否定できないだろう。そういう意味では大安寺禪院は、二葉憲香氏や船岡誠氏の言われるような禪行者の平城京における拠点の一つと考えることができる。

卒伝に引く「愚誌」にみられるように道慈は律令国家の求める仏教者の姿を体現していた。⁽²⁷⁾ 従つて広い意味での「禅行」と道慈の関わりには疑問があるが、律令政府にとつて道慈は、多くの問題を含む山林佛教にも通じた、まさに「禅行」に関してのブレーンであつたのかもしれない。⁽²⁸⁾ しかし道慈自身のこのようないくつかは不明であり、また道慈以後の大安寺禪院も、特に禪行、禪師と関わつて史料上に現れるることはなく、修行の場としての機能を確認することはできない。

なお學問的な「禅」との関係では、天平八年に来朝した道璿、道璿から北宗禪を受け継いだとされる行表が大安寺に居住していたことも注目される。⁽²⁹⁾ 北宗禪にはここで述べてきたような「禅行」との直接的な関連はなく、道璿、行表は大安寺では西唐院に居していたとされ、禪院との直接的な関係は

みられないが、⁽³⁰⁾ 将來經典や學問的な面での何等かの関わりはあると思われる。⁽³¹⁾

C、藥師寺東院堂（東禪院）

奈良朝の藥師寺にも禪院が存在した。『藥師寺縁起』東院の項には、

一、東院。

正堂一字。前細舍一字。僧坊一字。流記伝。東禪院舍三口
細殿僧坊。吉備内親王奉為元明天皇以養老年中造立也。⁽³²⁾
とある。藥師寺東院は天平一九年の資財帳とされる『流記』によれば、「東禪院」と称され、建物は正堂の前におそらく同じ桁行きの細殿が立つ双堂型式のかまえで、僧坊も相当に面積の広いものであつたとされている。またその位置は、回廊をはさんで東塔の東側、東の僧房の南と推定されている。⁽³³⁾

『流記』には東禪院は養老年中に吉備内親王が、母の元明天皇のために造立したといい、藥師寺東禪院はその建物の構成、建立の由来をこの史料から知ることができる。『流記』のこの由来に従えば、東禪院は、道昭の禪院とは建立の目的が著しく異なるものといえる。岡玄雄氏は、藥師寺東禪院は堂を中心とした構造で祈願の為のものとされ、僧尼中心の禪院との違いを指摘された。⁽³⁴⁾ 僧坊の広さが明確ではないので、堂を中心とした構成かどうか一概にはいえないが、この禪院が養老初年にはすでに病気がちであつた元明太上天皇の為に娘の吉備内親王が建立したという追善、祈願の為のものであると

すると、僧侶が主体であつた道昭の禅院とは全く異なる禅院を、養老年間の平城京にみることができるのである。

薬師寺東禅院の機能、性格については不明といわざるを得ないが、岡玄雄氏は、『薬師寺新黒草紙』に記される東院堂の行事が、禅院としての名残を止めるものかもしれないときれている。⁽³⁶⁾ この行事とは、五重唯識論議、成唯識論議、慈恩会豎義の遂業などで、道昭が法相、唯識第一伝とされることを念頭に置けば、道昭の禅院の学問的な系譜を引く可能性はあるかもしれないが、創建時の東禅院にまで遡れるかどうか問題である。⁽³⁷⁾

一方、薬師寺の蔵書については、正倉院文書の記録からその充実ぶりが窺える。例えば、天平一九年三月に東大寺写経所は禅院（⁽³⁸⁾ 禅院寺）の經典と共に薬師寺の蔵經三五五卷を借用している。勅願寺である薬師寺のこのような蔵經は当然のことであろうし、またこれらの經典が東禅院所蔵のものとは言えないが、東禅院が図書館的機能を持つた可能性は考えられよう。

D、東大寺唐禪院

東大寺唐禪院は天平勝宝七年、鑑真の住居として建てられたものとされている。⁽³⁹⁾ 鑑真は唐招提寺が建立されるまでの間この唐禪院に居住していた。鑑真のそれ以前の居所は、戒壇院の僧坊であつたともされているが、詳しくは不明である。⁽⁴⁰⁾ この唐禪院は、『招提千歲傳記』伝律篇によれば、戒壇院

の北、若干歩の所に建てられ、そこでは毘尼が盛んに談じられ、道俗徒者などが多く集まつたと記されている。⁽⁴¹⁾ また『続日本紀』には、政府も戒律を学ぶ僧尼を唐禪院に集め、鑑真から戒律を学ばせたとみえ、唐禪院の機能の一端を知ることができます。また正倉院 文書の中にも唐禪院と思われる「唐院」、「大唐院」などがみられる。⁽⁴²⁾ ⁽⁴³⁾

さてこの唐禪院の機能は先にあげたように、まず第一に鑑眞の住居、第二に戒律を学ぶ僧侶の学問所であつたことが指摘でき、当然の事ながら、鑑眞将来の經典も多く保管され、書院的な役割も果たしていったことと思われる。『正倉院文書』には、天平勝宝六年三月から「鑑眞和上所」や弟子の「法進師所」に請經する史料が頻繁にみられ、唐禪院が建てられた天平勝宝七年の「間写經本納返帳」には写書所が唐院から「止觀文」七巻を借りたことがみえている。⁽⁴⁴⁾ このような機能はまさに、『続日本紀』に記された道昭の禅院、そしてその後身である禪院寺のそれと一致するもので、この「唐禪院」は政府が規定する「禪院」の模範的な姿といえる。唐禪院は鑑眞の居所ではあつたが、いわば官製の禪院であつたことは、東大寺の内部に設置され、その機構の中で運営されていたことからも明らかである。⁽⁴⁵⁾

しかし、鑑眞の教学の内容は授戒師として招かれたことからも明らかのように、「禪」との関係は、あくまで鑑眞の戒師としての学問内容に包摂される限りにおいてのものであつたと思われる。従つて、天平宝字三年に唐招提寺が建立され

た折に、その名称に「禪」を冠さなかつたのは、唐禪院が建てられた時点で、あくまで「禪院」を求めていたのは政府の側であったことを推測させる。唐招提寺の建立以後は、唐禪院は高弟の法進に引き継がれ、『東大寺要録』卷四、諸院章唐禪院の項には、以後師資相伝として延喜五年までに十人の後継者とその弟子を記すが、法進の僧綱における活動とその藏書の貸借についての記録の他は、唐禪院のめだつた活動は奈良朝においては見られなくなる。

天平宝字二年八月、淳仁天皇は諸国の山林に隠れて十年以上修行したいわゆる禅師を得度させるよう勅し、また同日、先述したように、鑑眞の僧綱の任を解き、諸寺の僧尼で戒律を学ぼうとするものを鑑眞のもとに属させて習わせている。⁽⁴⁷⁾ いわば禅行者の再編成が図られているわけであるが、このことはこれまでの禅行者に「戒律」を服容させようという試みではないだろうか。唐招提寺が創建当時「禪院」ではなく「律院」としての名を掲げていたことは、この時点での「禪院」との関係を考えると興味深い。

E、岡本禪院

岡本禪院は天平勝宝二年一二月二十四日の正倉院文書「造東大寺司檀納經并未返經論注文」にみえている。岡本禪院が史料上にみられるのは、ここだけであるが、この注文は同年三月三日の「造東大寺司牒案」に対応するもので、そこには「岡本寺」とあるので、岡本禪院は岡本寺と同一のものである

ことがわかる。また「岡本」を冠する仏教施設はこの他に「岡本院」があるが、この「岡本院」も岡本禪院、岡本寺と同じものと推定されている。⁽⁵⁰⁾

正倉院文書には岡本禪院、岡本寺、岡本院が種々の經典を奉請されている文書がみえる。⁽⁵¹⁾ 岡本禪院は東大寺における写經の本經となる種々の經典や、仁王会で転読される經典として用いられる良好な經典を所蔵していた。特に天平勝宝五年に奉請された楞伽經は奈良時代に禪の經典としては最も研究されていたことが石田茂作氏によつて明らかにされており、⁽⁵²⁾ 岡本禪院が「禪院」とされたことの一端を窺える。この楞伽經が白檀函に入れられた「金字紺紙紫表以金繪又以銀畫神王形綺緒馬瑙軸无一端竹綵帙在神王形緋裏組帶」という豪華な装丁のものであつたことも注目される。このように岡本禪院は他の禪院と同様、図書館的な機能を持つていることがわかる。

この禪院自体の創建については明かではないが、岡本寺は後の史料で聖德太子建立七寺の一つである池後寺、すなわち法起寺であるとされている。⁽⁵³⁾ この説が認められるならば、岡本禪院の經典は法起寺創建に関わつたとして「法起寺塔婆露盤銘」⁽⁵⁴⁾ に見える福亮や入唐學問僧の惠施と関係することも考えられ、その藏書の由来を推測することができる。

また「法起寺塔婆露盤銘」では、その起源を厩戸皇子の山本宮（岡本宮）としていることも注目される。『靈異記』にも「岡本尼寺」が厩戸皇子の宮であつたことが記されている。⁽⁵⁵⁾

仁藤敦史氏によれば、岡本宮には厩戸皇子の妃の刀自古郎女が居住していたと推定されている。その妃宮を、所生の山背大兄皇子が寺に転用したという可能性は否定できないだろう。⁽⁵⁶⁾ このように考えると、岡本寺は勅願寺と同様に皇室と深い関わりを持っていたと思われる。

岡本禅院に関する史料は正倉院文書にみえる經典の奉請に関連するもののみで、その後の禅院としての活動を知ることはできない。⁽⁵⁷⁾ また機能としては、このような図書館的機能以外は明確ではない。しかし平城以外の地にも「禅院」が存在し、それが宮の系譜を引くものであつたこと、岡本寺は尼寺であつた可能性もあることに注意しておきたい。⁽⁵⁸⁾

F、小治田禅院

小治田禅院の存在は後述する天平勝宝二年の「治部省牒」により知ることができる。また『新抄格勅符抄』寺封部には小治田寺が天平宝字七年に五〇戸の封戸を賜つたことがみえ、この小治田寺が小治田禅院と同一のものとされている。⁽⁵⁹⁾

小治田禅院の仏教的な機能については明確ではないが、正倉院文書にみえる天平勝宝二年の二通の「治部省牒」には、以前官奴婢として東大寺に充てられていた奴の坂田、虫麻呂、大成、婢の鮑女を、美濃、下総からの奴婢と入れ替わりに、旧来通り小治田禅院に住まわせるように、東大寺に命じたことが記されている。⁽⁶⁰⁾ 従つてこの牒から天平勝宝二年以前から小治田禅院が存在し、そこに官奴婢が居たことがわかる。ま

たここに見える官奴婢は、天平勝宝二年二月廿四日の「官奴司解」では鳴宮奴婢として東大寺に施入されており、彼らが元来鳴宮奴婢であつたことが知られる。以上のことから、石上英一氏は小治田禅院を飛鳥にある皇室関係の仏教施設と指摘された。⁽⁶¹⁾ すなわち旧来皇室、この場合は鳴宮に所属している奴婢が、天平勝宝二年二月以前には小治田禅院に遣わされて寺内の諸労働に従事していたが、天平勝宝元年の孝謙天皇の勅によって東大寺に多数の奴婢が施入されることになったために、天平勝宝二年二月の「官奴司解」により東大寺に施入され、さらに元通りの小治田禅院での労働に戻されたわけである。このように小治田禅院の奴婢は政府の意向により、その労働場所を変えられ、また「鳴宮奴婢」という名称からも知られるよう明瞭化に皇室に所属する奴婢と思われる。このような奴婢の存在は小治田禅院の性格を明示している。

なお小治田寺の所在地について、平城京内から出土した墨書土器に「小治田寺」と記されていることから、平城京内に存在した可能性もあることが示唆されているが、以上のような小治田禅院の性格から、小治田寺が小治田禅院と同一であったとすることができるなら、小治田寺も飛鳥の小治田につたものと考えたい。

このような小治田禅院の性格は、小治田宮との関係を想起させる。小治田には推古朝以来、継続的に宮が営まれており、奈良時代になつてからも、淳仁天皇が天平宝字四年八月から翌年正月まで小治田宮に滞在し、称徳天皇も天平神護元年十

月に紀伊への行幸の途中、小治田宮に立ち寄っている。⁽⁶⁴⁾ 天平勝宝年間、小治田宮がどのような形で存在していたのかは明らかではないが、あるいは光明皇后の皇后宮と法華寺のような極めて宮に密接な関係が、小治田禅院にもあつたことを想定することも可能であろう。

以上のように小治田禅院は、極めて皇室と密接な関係にあつた。史料上、そこでの仏教的機能をることはできないが、「禅院」という名称から類推すれば、少なくともこれまで見てきた禅院に共通する図書館的、書院的な機能はあつたのではないかと思われる。その場合、継続的に営まれた小治田宮での仏教典籍の蓄積が小治田禅院に移譲されたことも考えられる。

三、

以上の検討から、各禅院に概ね共通する機能として、(1)經典の所蔵、(2)僧侶の居所の二点を指摘することができる。

第一の經典の所蔵については、道昭の飛鳥元興寺の禅院と

平城の禅院寺が、いうまでもなくそのもつとも顕著な例であ

るが、東大寺唐禅院と岡本禅院についてもそれが確認できた。

これらの禅院に所蔵される經典の種類は様々であるが、なかでも禅の經論疏の所蔵に注目したい。またこの他の禅院についても、禅院自体による經典の所蔵は確認できなかつたが、それぞれが所蔵する寺の經典、所蔵の豊富さは、既に指摘した

通りである。

次の僧侶の居所としての機能は、道昭の飛鳥元興寺の禅院、東大寺唐禅院にそれぞれ、道昭、鑑真が居住したことが確認できる。また大安寺禅院、藥師寺東禅院は、資財帳、縁起などに記される建物の構成から僧侶の居住が知られ、特に大安寺はその規模の大きさも注目される。これらの寺の伽藍配置の復元図をみると、禅院は、寺と同じ寺地内にありながら主要伽藍とは区別される「院」としての形態をとり、さらに僧坊を付設していることがわかり、それは禅院が独立性の強い機構であったことを示している。なお岡本禅院は、その規模の点や正倉院文書で「岡本寺」、「岡本院」などと混用されていることから、寺の一院というより寺自体が「岡本禅院」とされていた時期があつたのではないかと推定される。このことは小治田禅院についても指摘することができ、これらの禅院の僧侶の居所としての機能は、一般の寺と同じように考えてよい。岡本禅院、小治田禅院のこうした形態は、道昭の禅院が元興寺とは別に平城京に移建され、「禅院寺」となったことに通じると思われる。

さて、以上の二点に関連する機能が、学問所としてのそれである。道昭の飛鳥元興寺の禅院において、禅が学ばれたことは、『続日本紀』や『靈異記』から明らかである。その内容は、先に述べたように、禅院止住以後は『靈異記』に「衆經要義」を述べたとみえるから、学問的なものが中心であつたと思われる。それは鑑真の東大寺唐禅院においても同様で

あり、さらに薬師寺東禪院の場合も、その可能性は否定できないだろう。このような学問所的機能は、第一にあげた経典の所蔵とともに、禪院の書院的機能とすることができる。

さらに付け加えるべき機能として禪の修行の場ということがあげられる。道昭が元興寺に止住して座禪修行に励んだことは先にみた通りで、おそらく平城京の禪院においても、またその他の禪院においても、そのような修行が行わっていたことは想定できる。しかし、ここで問題にしたいのは、律令

政府が規定した「禪行」、そしてその背景にあつた実践的、行者のといわれる仏教者の「禪」と、これらの禪院が関連していたかどうかということである。はじめにふれたように、これらの禪院を、主に山林や在地で展開した実践的な「禪」と結び付けて考へる説がある。しかしこれまで見てきた各禪院の機能的側面からは、むしろ書院的側面の方が際だつているように思われる。

そのことは次に述べるような禪院の仏教施設としての性格からも、裏付けられるように思われる。

第一に、ここで取り上げた禪院は、道昭が飛鳥元興寺に建てた禪院以外は、みな律令政府、あるいは皇室と深い関係を持つものといえる。いわば政府の意図によつて創設された仏教施設である。

第二に、いわゆる「禪行者」、「禪師」と称される仏教者と、禪院の関わりが希薄なことである。天平勝宝期以降、咒駿力を行使する看病禪師が多く輩出されたが、彼らと禪院との関

係は史料上に現れない。また宝龜三年に、まさに広い意味での禪師を代表する仏教者が、十禪師として政府に登用されるが、彼らと禪院との関わりも見られない。⁽⁶⁵⁾

第三に、禪院創立の目的が著しく変化しているという点である。道昭が最初に建てた飛鳥の禪院を基本的な禪院の姿と考えるならば、薬師寺東禪院はむしろ禪行によつて祈願、追善する場と見ることができるし、また東大寺唐禪院は戒律を学ぶ場所であった。

以上のように、道昭の飛鳥元興寺の禪院以外については、奈良時代の史料から窺える禪院は、皇室、政府との関係が深く、また学問所的要素の強いものであった。このような禪院の機能と性格は、おそらく奈良時代初期の律令政府と「禪」との関係に起因すると思われる。律令政府と「禪」の関係は、いうまでもなく僧尼令禪行条を基本としている。それによると、政府は「禪行修道」を政府の認める範囲内での「山居服餌」として限定的に認めていた。「山居服餌」とは、いわゆる山林修行であるが、この条文は大宝令においても同様な条文であったことが知られ、当時の公認の仏教にとつても、それが一つの重要な要素であつたことを推測させる。しかし一方で、山林修行が奈良朝初期の仏教統制の上でも非常に大きな問題であったことは、養老年間から天平初期にかけての僧尼、私度僧などを統制するために次々に出された禁令からも明らかである。⁽⁶⁶⁾ 政府は僧尼令の中で、山居する仏教者を「禪行」を修する者として認めたものの、その民衆層までをも巻

き込んだ展開に、次々に統制策を出さなければならなかつた。

政府はこのような動きに対応するものとして、山居まで含めた禅行を認めた上で、都市仏教としての「禪」の場として、平城京移転に際し、禅院を再編成したのではないだろうか。

道昭の禅院が、いち早く平城京に移建され、大安寺に禅院が造られたのも、「禪」の新たな設定を意図したものと考えられる。もちろん、大安寺の例でみたように、当初は山林修行と密接に結び付いて奇駿力、咒駿力を求める「禪」と禅院が、まつたく切り離されていたとは考えられないが、いずれにしても、律令政府の認める枠内でのものであつたことは言うまでもない。そういう意味で、養老年間の薬師寺東禅院の建立は、特に禅行者の取締りが強化されていた当時の仏教政策と重ねあわせて考へると非常に興味深い。薬師寺東禅院の建立者は、當時非常に大きな力を持ちつつあつた長屋王の室である吉備内親王であつた。また特に彼女とは深い結び付きのある薬師寺が、⁽⁶⁸⁾仏教統制の一環として僧綱定住の場所とされていることなどを考慮すると、薬師寺東禅院設置の意味は、単に元明太上天皇の為の祈願、追善だけではないとすべきであろう。ここにもまた「禪院」の一つの形が提示されていふと思われる。

政府が平城京を中心として禅院を再編成して行つた目的は、当初は、行を中心とした咒駿力に積極的に関わっていく「禪」の都市仏教の中への吸収を図つたものと思われる。しかし山林仏教に内在する広範な佛教者の活動と、その展開において、禅院は民衆統制の立場から、次第にその性格を学問的かつ書院的なものへと変化させて行つたのではないかと想定される。

また禅院は奈良時代においては、平城京のみならず、斑鳩、小治田にも存在した。これらの平城京外の禅院は、いずれも寺としての由緒はかなり遡れるが、史料上に現れるのはやはり再編成された「禪院」であろう。このうち、斑鳩の岡本禅

院は尼寺の可能性があることは先に述べた通りである。いわゆる「禪師」に尼の存在は認められないが、在地の修行の場における男女の佛教者の混在は、『靈異記』などにもみられ、また、先にふれた佛教統制のなかでも憂慮されているところである。⁽⁶⁹⁾「禪院」再編成にあたり、平城京外に尼の為の禅院が設定されたと考えることも不可能ではない。さらに宮との関係で指摘されるのは、飛鳥・斑鳩という以前の政治、佛教の中心地の皇室と関わりの深い施設に禅院が設置されていることである。このことは、あるいは都市仏教と「禪」との結びつきを図る政府の意図を示しているのかもしれない。このように考へると、平城京移転以後の禅院は、その再編成によって、図らずもそれ以前の「禪」が持つていた実践的な修行の場としての機能を次第に払拭して行つたのではないかと思われる。⁽⁷⁰⁾

「禪」が当時の仏教の中で担つていた実践的な役割を、広く展開させることはできなかつたのであろう。

以上のように奈良時代の禅院は、再編成当時の政府の意図とは裏腹に、咒駿力を行使する広い意味での「禪」とも切り離され、座禅修行を行い、禪などの經典を多数所蔵する学問的な佛教施設の色彩を強めていったものと思われる。従つてこの時代においては、行者的佛教者の伝統を受け継ぐ場は、禅院ではなくやはり山林の中に求められるべきであろう。ここで取り上げた禅院を、眞に清淨な佛教者を求めた桓武朝において勅願の禅院として建てられた梵釈寺と対比して考へると、その点はより明確である。

以上、奈良時代の禅院の機能と性格について考えてきたが、政府や官大寺と広い意味での「禪」との関係は、天平勝宝年間からしばしば正史にみられるようになる「持戒・清淨」の僧侶を通して、またさらには「戒律」の導入により、新たに展開して行つたものと思われる。奈良時代の禅院が、このようないわゆる禅宗の伝来について

(3) 堀池春峰「平城右京禅院寺と奈良時代仏教」(『仏教史学』二十四、一九五二年)、岡玄雄「南都の禅院について」(『龍谷史檀』五六・五七、一九六六年)。

(4) 二葉憲香「古代仏教における禅行について」(『龍谷大学仏教文化研究所紀要』一、一九六二年)、紺野敏文「平安彫刻の成立」①、②(『仏教藝術』一七五、一七六、一九八七、八八年)、船岡誠「いわゆる禅宗の伝来について」(同氏前掲註(1)著書)。

(5) 『日本靈異記』上巻二、「元亨釈書」一、『二國仏法伝通縁起』、『扶桑略記』第四・五、『水鏡』、『三寶絵詞』中二、「今昔物語」一一四、「拾遺往生伝」、「帝王編年記」など。佐久間竜前掲註(2)著書、紺野敏文前掲註(4)論文、船岡誠前掲註(1)著書、梅林久高「律令体制成立下における道昭の佛教思想」(二葉憲香博士還暦記念会編『仏教史学論集』永田文昌堂、一九七七年)、中村浩

一九六九年)。

(6) 禅院についての研究は、早く松平年一氏の禅院と道昭

の将来経に関するものがあるが、福山敏男氏によつて、

まず平城右京の禅院の位置が確定され、その後藤野道生

によつて、道昭の禅院が『正倉院文書』や『靈異記』に

みえる禅院寺であることが論証された。また堀池春峰氏

は道昭の教學と禅院寺の經典を中心に禅院寺の概要を示

された。これらの研究は禅院の研究の基礎的なものであ

る。道昭に関するものは深浦正文氏、水野柳太郎氏、佐

久間竜氏などの論考がある。禅師、禪行などとの關係か

ら考察されたものとして、二葉憲香氏、船岡誠氏のもの

がある。(前掲註(1)、(2)、(3)、(4)参照)。

(7) 堀池春峰前掲註(4)論文。

(8) 石田茂作『写經より見たる奈良朝仏教の研究』第二編、

第三章第四節「禅宗」(東洋文庫、一九三〇年)。

(9) 二葉憲香前掲註(4)論文。

(10) 船岡誠前掲註(1)著書。

(11) 藤野道生前掲註(2)論文。

(12) 水野柳太郎「道昭伝考」(『奈良史学』一、一九八二年)。

(13) 舟ヶ崎正孝「奈良時代の禅師について」(『大阪教育大

学紀要』二〇集II部門、一九七一年。『国家仏教変容過

程の研究』雄山閣、一九八五年に改稿所収)、根井淨「日

本古代の禅師について」(『仏教史学研究』一二一一、一

九八〇年)など。

(14)

藤野道生氏は『靈異記』などの考察から、遅くとも奈

良朝中期のころには、「禅院寺」なる名称が一般に用いられたとされている(同氏前掲註(2)論文)。

(15)

天平勝宝年間から、主に「看病禅師」として咒駁力を

行使する仏教者が正史に頻繁に現れるようになる。これ

らの禅師については、前掲註(13)論文に詳しい。

(16)

二葉憲香前掲註(4)論文、船岡誠前掲註(1)著書。

(17)

『寧樂遺文』中巻、三七八頁。

(18)

『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』

合倉貳拾肆口之中

雙倉四口板倉三口並在太衆
甲倉一
並在倉垣院

(19)

同資財帳に

合寺院地壹拾伍坊

四坊塔院 四坊堂并僧坊等院 一坊半禪院食堂并

太衆院

一坊池并岳 一坊半賤院 一坊倉垣院 一坊花園院

とあり、この禅院食堂は禅院に付属するものと思われる。

(20)

石田茂作前掲註(8)著書。

(21)

堀池春峰前掲註(3)論文。

(22)

『続日本紀』天平十六年十月辛卯条(道慈卒伝)。

律師道慈法師卒。天平元年為律師。

法師俗姓額田氏。添下郡人也。

尤精二論。養老二年帰朝。(中略)著述愚志一卷論

僧尼之事。其略曰。今察日本素縕行佛法軌模全異。

大唐道俗傳聖教法則。若順經典。能護國土。如違憲章。不利人民。一國佛法。万家修善。何用虛設。豈不慎乎。弟子傳業者。于今不絕。屬遷造大安寺於平城。勅法師勾當其事。法師尤妙工巧。構作形製皆稟其規摹。所有匠手莫不歎服焉。卒時年七十有餘。

(23) 福山敏男氏は、天平一九年三月四日「常疏写納并檀乘次第帳」(『大日本古文書』⑨—347)の「唐本也……藤原寺書」と記される唯識論九巻と法花經八巻を道慈の将来經典とされている。また氏は道慈を大安寺僧ではなく藤原寺僧とされるが、大安寺との深い関わりは否定できない(「藤原寺と竹溪山寺」(同氏前掲註(2)著書))。

(24) 天平二十年二月二十四日「経疏出納帳」(③—161)、天平勝宝三年三月二十五日「造東大寺司牒」(③—492・493)、*天平勝宝七歳五月二七日「造東大寺司牒」(④—61—66)、

天平十年一月九日「皇后宮職牒」(⑦—192)・*「本經返送狀」(⑦—193)、天平一九年一二月六日「間写經本納返帳」(⑨—601・603)、天平勝宝二年六月一八日「經疏請返帳」(⑪—256)、天平勝宝二年一二月二十四日「造東大寺司樞納經 未返經論注文」(⑪—449)、天平勝宝七歳二月九日「外嶋院一切經散帳」(⑬—125)、*天平勝宝七歳五月二七日「勘經使写經奉請文」(⑬—145)など。なお*印は虚空藏經関係の典籍がみえるもの(以上すべて『大日

本古文書』より)。

(25)『元亨釈書』道慈伝「慈在唐、逢密者得虚空藏求聞持法」とみえる。蘭田香融「古代仏教における山林修行とその意義」(『南都仏教』四、一九五七年。同『平安仏教の研究』に所収。法藏館、一九八一年)。なお井上薰氏は、道慈の求聞持法船載について、いずれも中世の所伝であるが、道慈の在唐の年代から考えると年代的な矛盾はないとされている。(同氏「道慈」「日本古代の政治と宗教』III—2、吉川弘文館、一九六一年)。

(26)ここで律令的「禪行」というのは、僧尼令禪行条に規定されたような限定的な山林修行という意味においてである。

(27)井上薰氏は、道慈自身も始終官僧として国家のための仏教を整備することや、政治的・社会における仏教の地位を儒教よりも優位におくことにつとめた仏家であつたとされている(同氏前掲註(25)論文)。

(28)『懷風藻』は釈道慈一首として、道慈の詩を載せるが、道慈について「(前略)養老二年、帰來本国、帝嘉之、拂僧綱律師、性骨鯁、為時不容、解任帰遊山野、時出京師、造大安寺、時七十餘、」(『寧樂遺文』下巻九二七頁)と記している。ここにも道慈の修行者としての一面を見ることができる(傍線筆者)。

(29)『元亨釈書』卷一六「唐道璿」、『内証仏法相承血脉譜』所載「道璿和上伝纂」。

(30) 『扶桑略記』第六、天平七年四月辛亥条。

(前略)沙門采叡。普照法師至于唐國留学。太唐諸寺三藏大德。皆以戒律為入道之正門。若不持。不齒於僧中。爰知本國無傳戒之人。請於東都人大福光寺沙門道璿法師。附副使中臣朝臣名代之舶。先令向於本朝。在大安寺西唐院西室南端。

(31) 道璿は、後に吉野比蘇山寺に退去する。比蘇山寺はさきにみた「求聞持法」を修する自然智宗の修行場である。

菌田香融氏は、このことから道璿も自然智宗の行者に加わったとされるが(同氏前掲註(25)論文)、これについては平野不退氏の反論もあり、明確ではない。(同氏「道璿比蘇寺入山考」「『仏教史研究』一六、一九八二年)。

(32) 『続群書類從』一二七卷一下。

(33) 福山敏男・久野健『薬師寺』(日本美術史叢書1、東京大学出版会、一九五八年)。

(34) 足立康『薬師寺伽藍の研究』(日本古文化研究所報告第五、一九三七年)、福山敏男『薬師寺の規模』(佐伯啓造編『薬師寺の新研究』、鵜故郷舎、一九三九年)、岡玄雄前掲註(3)論文、福山敏男前掲註(33)著書、松山鐵夫「薬師寺東院堂聖觀音立像年代考」(『仏教藝術』一五五、一九八四年)などの諸研究でも、この流記の内容については認めている。

(35) 岡玄雄前掲註(3)論文。

(36) 岡玄雄前掲註(3)論文。

(37) 深浦正文氏は道昭の禪院を「法相禪院」と位置づける

(同氏前掲註(2)論文)。ここにあげた行事は唯識学に関するものであるが、日本では唯識学は法相宗の中で学問的研究がなされていたという(竹村牧男「俱含と唯識の学」[岩波講座東洋思想一二巻]、『東アジアの仏教』岩波書店、一九八八年)。

(38) 天平一九年三月一日「検定本經注文」(『大日本古文書』

(9) 342・343)など。

(39) 『招提千歳伝記』卷上之一伝律篇(『大日本佛教全書』)に「後依勅移建戒壇于大殿之西。又于院北若干步建唐禪院以居之。盛談毘尼。開發四衆。道俗從者雲結風靡」とみえる。『東大寺要錄』(筒井英俊校訂本、全国書房、一九四四年)には卷四諸院章、唐禪院の項に「天平勝宝七年所創建也。龍興寺和上居住此院。後移住招提寺矣。」とある。

(40) 『東大寺要錄』卷四諸院章第五戒壇院の項に「勝宝六年十月十六日。別當良弁兼法務。戒壇院供養咒願賞抑此僧坊惣六院也。受戒之時。戒和上十師等。所寄宿也。」とあり、紺野敏文氏は鑑眞來朝後の寄宿所をここにあてている。(同氏前掲註(4)論文)。

(41) 註(39)参照。

(42) 『続日本紀』天平宝字二年八月朔日条。

其大僧都鑑眞和上。戒行轉潔。白頭不變。遠涉滄波。歸我聖朝。号曰大和上。恭敬供養。故事躁煩。不

敢勞老。宜停僧綱之任。集諸寺僧尼。欲學戒律者。皆屬令習。

文』卷中、『守護國界章』卷上之下などからも明らかである。

(43) 天平勝宝七歳一二月一日「間写經本納返帳」(『大日本古文書』⑨—615)、天平勝宝八歳二月七日「僧靈曜狀」

(『大日本古文書』⑬—171・172)、天平寶字六年四月一日「造東大寺司解」(『大日本古文書』⑤—200)、天平勝宝九歳七月卅日「写書所解」(『大日本古文書』④—236・237)、

天平寶字元年八月二九日「写書所解」(『大日本古文書』④—238・239)。

(44) 『大日本古文書』⑯—64、③—650、④—33、⑩—328、③—607、⑫—284、⑨—614(以上鑑真和上所)。『大日本古文書』⑪—261・262、⑨—615、⑬—155(以上、法進師所)。

(45) 天平勝宝七歳一二月一日「間写經本納返帳」(『大日本古文書』⑨—615)。

(46) 註(43)にあげた天平寶字六年四月一日「造東大寺司解」には、唐院の屋を遷堅するために、木工所から六〇人の巧が作業に当たつたことがわかる。また、同じく天平勝宝九歳と天平寶字元年の「写書所解」には天平勝宝九年七月および天平寶字元年八月の食口の記載に、大唐院の紙を造るための舎人の人数が記されている。岡玄雄氏は唐禪院で諸寺の僧尼が学んだことから、唐禪院を東大寺内に含まれないものとされたが、(同氏前掲註(3)論文)、機構としてはやはり東大寺の一院とみるべであろう。

(48) 註(42)参照。

(49) 『唐大和上東征伝』(『寧樂遺文』下巻九〇六、七頁)。

(前略) 仍以宝字元年丁酉十一月廿三日、勅施備前国水田一百町、大和上以此田、欲立伽藍、時有勅旨、施大和上園地一区、是故一品新田部親王之舊宅、普照・思託勸請大和上、以此地為伽藍(中略) 即宝字三年八月一日、私立唐律招提名、後請官額、依此為定、還以此日、請善俊師、講件疏記等、所立寺者、今唐招提寺是、(後略)

(50) 福山敏男「岡本寺(法起寺)」(同氏前掲註(2)著書)。(51) 正倉院文書記載岡本禪院、岡本院、岡本寺関係資料。

3	2	1	番号
返帳	間写經本納	牒乘	文書名
5・8・20	天平勝宝	2・12・24	天平勝宝
返納	「右以八月十八日依次官奉返岡本院使上馬甘又以廿日奉請」 楞伽經一部四卷、内裏より奏請	〔六合納法經一百部〕千五 百廿卷奉請岡本禪院 千部之内者」 更料1に対応	「造東大寺司牒 岡本寺」 法華經一九〇部を奉請
	⑨—612	⑪—449	⑪—177 ⑪—176

4	造東大寺司	天平勝宝	「造東大寺司 講岡院本」 楞伽經一部四卷を奉返 史料3に対応
5	造東大寺司	天平勝宝	「造東大寺司 講岡院本」 奉請仁王經
6	東大寺奉写 一切経所牒 葉	天平宝字 5・2・21	「東大寺奉写 一切経所牒 岡本院 弥勒下生成佛經以下25卷を本經 に用いるために請う」

(52) 石田茂作前掲註(8)著書。
(53) 福山敏男前掲註(50)論文。

(54) 『聖德太子伝私記』所載「法起寺塔婆露盤銘」(『寧樂遺文』下巻九六六頁)。

(55) 『新抄格勅符抄』第十巻神寺諸家封戸、寺封部。

(56) 小治田寺 五十戸

(57) 福山敏男「小治田禪院」(同氏前掲註(2)著書)、石上英一「官奴婢について」(『史学雑誌』八〇一六、一九七一年)、奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』I—小堀田宮推定地・藤原宮の調査—(奈良国立文化財研究所学報第二二七冊、一九七六年)。

(58) 天平勝宝二年五月一日「治部省牒」(『大日本古文書』③—393)

(59) 治部省牒 東大寺三綱

(60) 奴小勝_{年卅四} 豊磨_{年廿二} 婢久須利女_{年廿二}

- (56) 仁藤敦史「『斑鳩宮』について」(『日本歴史』四五一、一九八五年)。
- (57) なお、岡本寺としては、『新抄格勅符抄』に宝亀二年に封戸百戸を施入されたことがみえ、奈良朝の岡本寺が一応の地位を得ていたことがわかる。また仁安二年の「田

券紛失状」にもその名が見え、平安末年にも岡本寺の名稱で存続していたらしい(福山敏男前掲註(50)論文)。「岡本寺券紛失状」は「帝國大学付属図書館古書展覧会目録」に記載(『史学雑誌』一六一三、一九〇五年)。『日本靈異記』中巻一七には岡本の尼寺に関する説話を載せるが、著者の景戒は、この尼寺は上宮皇太子の住んだ宮を太子が誓願して尼寺としたと注を付している。また『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』(天平一九年)には「池後尼寺」とみえ、聖武朝において岡本寺が尼寺であつた可能性は高い。

以前、被太政官今月十日符称、被大納言從二位藤原朝臣仲麻呂宣称、奉勅、充東大寺官奴婢之間、奴酒田虫麻呂婢鮑女等三人相替、隨本令住小治田禪院者、便

以美濃国交易進上奴婢等、代充已訖者、寺宜承知、准
状施行故牒（後略）

同年一二月二八日「治部省牒」（『大日本古文書』③—477）

治部省牒 東大寺

婢稻主女年廿右類黒子
下總國香取郡神戸大槻郷戸主中臣部真敷之婢

右被太政官今月廿七日符称、被大納言從一位藤原朝臣

仲麻呂称、奉勅、先所納東大寺官奴大成、相替件稻
主女、入小治田禪院者、省宜承知、依勅相替入之者、
寺宜承知、故牒（後略）

石上英一前掲註（59）論文。

（61）『続日本紀』天平勝宝元年一二月丁亥条。

施東大寺封四千戸。奴百人。婢百人。又預造東大寺人。

随労叙位有差。

（63）奈良国立文化財研究所前掲註（59）報告書、田中一郎「奈

良高等学校々庭発見のI号丸井戸調査報告」（『文化史論
叢』〔奈良国立文化財研究所学報第三冊〕一九五五年）。

（64）『続日本紀』天平宝字四年八月乙未条、同五年正月癸
巳条、丁酉条。天平神護元年十月辛未条。

（65）『続日本紀』宝龜三年丁亥条。

禪師秀南。廣達。延秀。延惠。首勇。清淨。法義。尊
敬。永興。光信。或持戒足称。或看病著声。詔充供養。
並終其身。當時稱為十禪師。其後有闕。擇清行者補之。
ここにみえる十禪師はいざれも山林修行僧、地方僧で
ある。（舟ヶ崎正孝前掲註（13）論文）。

（66）養老僧尼令では第一三・禪行条で以下のように禪につ
いて規定している。

凡僧尼。有禪行修道。意樂寂靜。不交於俗。欲

求山居服餌者。三綱連署。在京者。僧綱經玄蕃。

在外者。三綱經國郡勘實並錄申官。判下。山居

所隸國郡。每知在山。不得別向他處。

ここでは、「禪行修道」が「静を願い、俗に交わらず、
山居を求めて服餌することを欲す」とことと規定され、そ
のための手続きが示されている。ここにみえる「禪」の

特徴は、その修行が山居して行われるものと理解されて
いることである。禪行条は『令集解』の古記の記載から、
大宝令にも「山居服餌」を含む同様な条文が存在したこ
とが知られる。この条文が果たして当時の日本の「禪行」
の実態に即したものであつたかどうかという問題もある
が、養老令制定段階においても、この条文が道士法に関
係の深いものと認識されながら、削除されず残されてい
ることなどから考えると、律令政府にとって必要な条文
であつたことが理解できる（日本思想体系『律令』僧尼
令補注13）。

（67）『続日本紀』養老二年十月庚午条、同六年七月己卯条、

平元年四月癸亥条。以上は「禪行」、「山居」に関わる条
文である。他に、この時期の僧尼統制としては、『続日
本紀』養老元年四月壬辰条（なお、養老六年七月十日の
太政官符へ『類聚二代格』僧尼禁忌事）はこの養老元年

の詔に対応する)、同年五月丙辰条などがあげられる。

(68) 『続日本紀』養老六年己卯条。

(69) 『靈異記』下卷三四、『続日本紀』養老六年七月己卯条。

(70) 紺野敏文氏は唐招提寺や大安寺に見られる木造彫刻を、これらの寺の山林修行者につながる禅院的な要素からきたものとしたが、上述したような禅院の性格を考えると、禅院との直接的な関係を考えるのは躊躇される(紺野敏文前掲註(4)論文)。

(71) 『類聚国史』卷一八十延暦十四年九月己酉条に「是以披_ニ山水名_ク。草_ニ創_ク禪院_。尽_ニ土木妙製_。莊_ニ飭_ク伽藍_。名曰_ニ梵_ニ釈_ニ寺_。仍置_ニ清行禪師十人_。三綱在_ニ其_ニ中_。(後略)」とある。